

令和3年9月29日

各位

上都賀総合病院

病院長 安藤 克彦

薬剤部長 野澤 彰

MR（製薬企業等）および医療機器メーカー等
院内での活動について（第11報）

コロナウイルス感染症感染拡大により、栃木県下におきまして新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されておりましたが、2021年9月30日で解除となります。しかしながら、依然として感染対策を確実にを行う対策については何ら変わりません。ワクチン接種も可能な限り済ませていただくことをお願いいたします。

院内での活動につきましては宣言以前の体制といたしますが、下記の事項を遵守していただきながら院内活動を行うようお願いいたします。引き続き、病院における新型コロナウイルス対策にご協力をお願いいたします。

1. 上都賀総合病院医薬情報担当者規約に従うこと
2. 公正競争規約に反する行為を行わないこと
3. 院内での情報提供活動のあり方
 - ・ 医薬品情報提供活動はメールやWEB等の直接の面会を避ける方法を利用することを提案し、直接の訪問を自粛すること。なお、当院の常勤医師・職員から訪問要請があった場合はこの限りではありません。
 - ・ やむを得ず訪問する場合には、アポイントを取得すること。
4. 当院の常勤医師・職員への面談は長時間に及ばず原則として1名とすること。
5. 入退館管理システムを使用して、入退館時刻、健康管理（体温等）、面談報告を実施すること。入退館システムを使用しない場合には、記録表に訪問記録を帰入すること。
6. 県外の営業所、支社、本社等に籍をおく社員の訪問を禁止する
7. 当院担当ではないMRの入館と院内活動を禁止する
8. 担当交代、上司同行による「ご挨拶」を目的とした訪問を禁止する
9. 医薬品情報課には従来通り情報提供を行うこと。

上記に違反した場合、理由の如何を問わず1年間の病院内における出入りを禁止します。このお知らせの撤廃については、あらためてお知らせします。

以上

問い合わせ先：
薬剤部 野澤（1020）